

## 行政情報

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画

麓 博 史・東 好 宣

第192国会において、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号。以下「法」という）が全会一致で成立し、平成28年12月16日に公布、平成29年3月16日に施行された。同法第8条では、政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という）を策定しなければならないとされており、平成29年6月9日に基本計画が閣議決定されたところである。本稿では、基本計画策定までの経緯、基本計画の概要及び都道府県計画の策定に向けた支援について紹介する。

キーワード：建設工事従事者、安全及び健康の確保、安全衛生経費、一人親方、労災保険の特別加入制度

## 1. 基本計画策定までの経緯

本法律は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務

を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的として制定された。また、国及び都道府県が講ずべき基本的施策として、①建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積

### 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

#### <目的、基本理念>

##### 目的、基本理念

##### <目的>（第1条関係）

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

##### <基本理念>（第3条関係）

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

#### <国等の責務、法制上の措置等>

##### 国等の責務、法制上の措置等

##### <国等の責務>（第4条から第6条まで関係）

- 国は、基本理念ののっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- 都道府県は、基本理念ののっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 建設業者等は、基本理念ののっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

##### <法制上の措置等>（第7条関係）

- 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

#### <基本計画等、基本的施策>

##### 基本計画等（第8条・第9条関係）

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

##### 基本的施策（第10条から第14条まで関係）

- ①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進 ②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進） ③建設工事の現場における措置の統一の実施（労災保険関係の状況の把握の促進等） ④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進 ⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進 ⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

#### <推進会議の設置>

##### 建設工事従事者安全健康確保推進会議（第15条関係）

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

施行：平成29年3月16日

図一 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の概要

算等, ②責任体制の明確化, ③建設工事の現場における措置の統一的な実施, ④建設工事の現場の安全性の点検等, ⑤建設工事従事者の安全及び健康に関する意識啓発, が規定されており, 同法第8条では, 政府は, 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため, 基本計画を策定しなければならないとされている(図—1)。

基本計画の策定にあたっては, 平成29年3月28日に関係省庁の副大臣, 政務官で構成された建設工事従事者安全健康確保推進会議(議長:末松信介国土交通副大臣(当時))が開催(図—2)され, 基本計画の策定に向けた議論が開始された。その後, 同年4月10日, 5月15日に, 有識者からなる建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議(委員長:蟹澤宏剛芝浦

厚生労働副大臣	橋本 岳
国土交通副大臣	末松 信介(議長)
総務大臣政務官	富樫 博之
経済産業大臣政務官	井原 巧

図—2 建設工事従事者安全健康確保推進会議 構成員名簿(平成29年5月29日時点。敬称略)

工業大学教授)(図—3)において基本計画案等について議論され, 同年6月9日に基本計画が閣議決定された。

## 2. 基本計画の概要

### (1) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

#### (a) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

建設業における労働災害の発生状況は, 長期的に減少傾向にある。労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び同法に基づく関係政省令による危害防止基準等が年々充実強化されるとともに, 建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって, 昭和47年には2,400人にも上っていた建設業における労働災害による死亡者数は, 平成28年には294人まで減少した(図—4)。

しかしながら, いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者(以下「一人親方等」という。)を含めた建設工事従事者全体では, 墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により, 年間約400人もの尊い命が

#### 有識者

安全	: 大幢 勝利	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所研究推進・国際センター長
健康	: 森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所教授
安全・健康	: 益子 邦洋	医療法人社団永生会南多摩病院院長
法律	: 内藤 恵	慶應義塾大学法学部教授
経済	: 井出多加子	成蹊大学経済学部教授
技能者・建築	: 蟹澤 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科教授 (委員長)
土木	: 高野 伸栄	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
建築	: 金多 隆	京都大学大学院工学研究科建築学専攻准教授

#### 関係団体

田中 正晴	建設業労働災害防止協会専務理事
土屋 良直	建設労務安全研究会理事長
勝野 圭司	全国建設労働組合総連合書記長
田中 宏幸	日本建設産業職員労働組合協議会議長
谷田海孝男	一般社団法人日本建設業連合会常務執行役
伊藤 淳	一般社団法人全国建設業協会専務理事
豊田 剛	一般社団法人全国中小建設業協会副会長
大木 勇雄	一般社団法人建設産業専門団体連合会
小野 辰雄	全国仮設安全事業協同組合理事長

図—3 建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議 委員名簿(平成29年5月15日時点。敬称略)

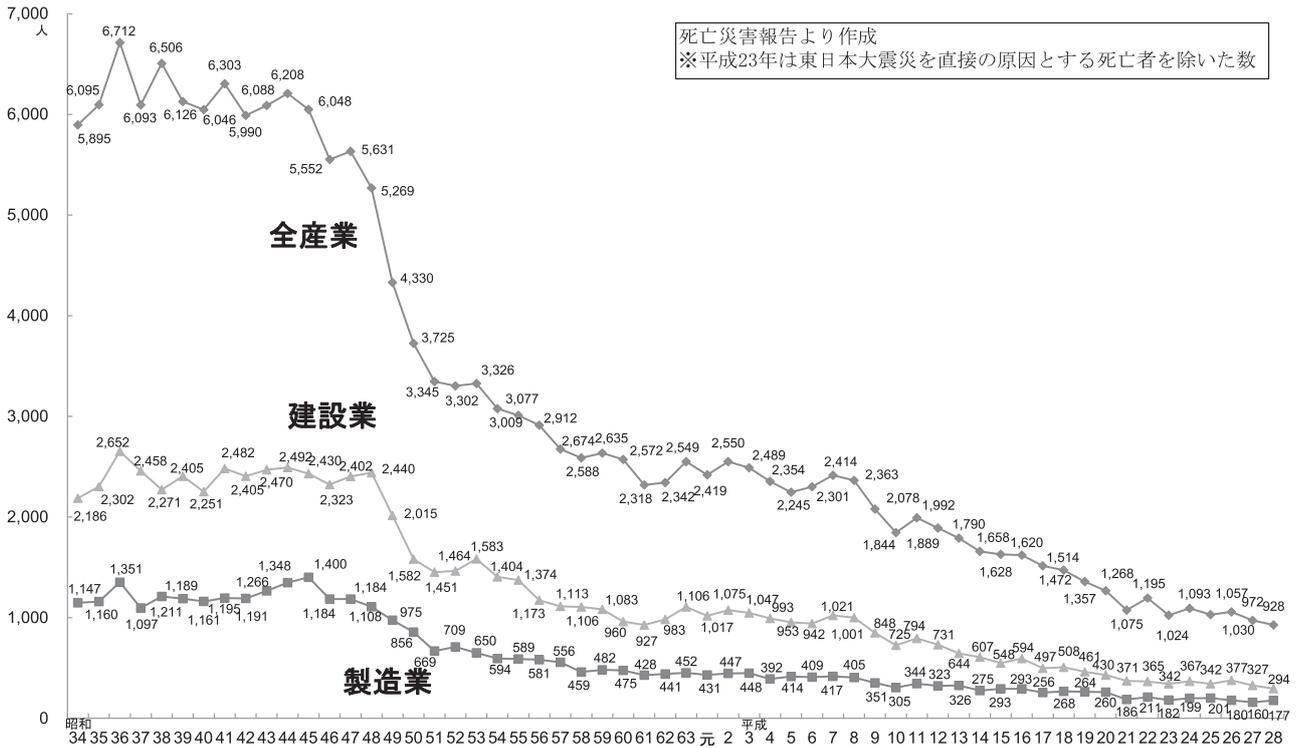


図-4 死亡災害発生状況の推移

亡くなっていることを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

(b) 一人親方等への対処の必要性

一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらない。しかしながら、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、平成28年には75人の一人親方等が業務中の死亡者として把握されており、一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

(c) 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある。また、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

(2) 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等

以上の建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題を踏まえ、主に以下の施策を推進するこ

死亡災害報告より作成  
※平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死亡者を除いた数

ととしている(図-5)。なお、本基本計画は策定後2~3年で調査等を行った上で検討を加え、必要があると認めるときには、速やかに変更することとしている。

(a) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、関係行政機関等が協力し、その実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。

(b) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

週休二日の実現や労働時間の削減に向け、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

(c) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握するとともに、労働災害との比較等により、一人親方等の災害の特徴を分析し、災害防止対策の基礎資料として活用する。

## 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）

### はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約400名もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

### 第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

### 第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

- (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
  - ・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。
- (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定
  - ・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
  - ・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

#### 2. 責任体制の明確化

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
- (1) 建設業者間の連携の促進

#### (2) 一人親方等の安全及び健康の確保

- ・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
- ・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。

#### (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

- ・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

#### 4. 建設工事の現場の安全性の点検等

##### (1) 建設業者等による自主的な取組の促進

##### (2) 工法や資機材等の開発普及の促進

- ・i-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。

#### 5. 安全及び健康に関する意識の啓発

##### (1) 安全衛生教育の促進

##### (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

### 第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

#### 1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

##### (1) 社会保険等の加入の徹底

- ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

##### (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

##### (3) 「働き方改革」の推進

- ・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。

#### 2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

##### (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

- ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
- ・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

##### (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

##### 3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組

##### 4. 基本計画の推進体制

##### (1) 関係者における連携、協力体制の強化

##### (2) 調査・研究の充実

##### 5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

- ・策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

図—5 基本計画の概要

また、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮を促進するとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

#### (d) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方で、現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、一人親方の安全及び健康の確保とあわせて、関係行政機関等が連携し、元請負人等を通じて一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

#### (e) 工法や資機材等の開発の普及の促進

ICT建機やUAVを活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。

#### (f) 社会保険等の加入の徹底

官民の関係者から構成される協議会を通じ、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効性のある

対策を推進する。

#### (g) 「働き方改革」の推進

平成29年3月に働き方改革実現会議で決定された働き方改革実行計画を踏まえ、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進める。

#### (h) 墜落・転落災害の防止対策の充実強化（労働安全衛生法令の遵守徹底等）

過去の墜落・転落災害をみると、大多数の災害に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の違反が認められる状況にある。このため墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

### 3. 都道府県計画の策定に向けた支援

法律第9条では、都道府県は、基本計画を勘案して、

当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画（以下「都道府県計画」という。）を策定するよう努めるものとされている。

これを受け、都道府県計画の策定を促進し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、全国8つの地方ブロック単位で「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」を設置し、9月22日から順次開催した。会議では、国土交通省及び厚生労働省から、法律や基本計画の概要、関連施策の内容、都道府県計画の作成に当たっての留意点等について説明し、意見交換を行った。会議後に、各都道府県に対し、都道府県計画策定の意向調査を実施したところ、30の団体が「策定する意向がある」、17の団体が「検討中」と回答した（平成29年11月22日調査時点）。今後、各都道府県の策定状況を共有するなど、都道府県計画の策定を支援して参りたい。

#### 4. おわりに

本法律は、建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を

推進するため、公共工事のみならず全ての建設工事について、安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるものである。今後、関係者の方々のご意見を踏まえ、本基本計画に記載された施策を進めて参りたい。なお、基本計画及び建設工事従事者安全健康確保推進会議・専門家会議の審議内容等は国土交通省ホームページにおいて公表しているので、ご覧いただきたい。[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000101.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000101.html)

JCMA

#### 【筆者紹介】

麓 博史（ふもと ひろし）

国土交通省

土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
企画専門官

東 好宣（ひがし よしのり）

厚生労働省

労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室  
技術審査官